加齢性難聴者補聴器購入費助成事業
申請から助成金受け取りまでの流れ

①
耳鼻咽喉科の医師と相談

補聴器が必要であるかどうか確認してください。
※身体障害者手帳が交付される方は、この事業の対象となりません。（補装具のほうが助成金額が高いため）

②
医師意見書の作成

専用の様式で、耳鼻咽喉科の医師に意見書の作成を依頼してください。
※医師意見書作成料は助成の対象となりません。（自費）

③
補聴器助成金の申請

福祉課窓口で、助成金の申請を行って下さい。
②「医師意見書の作成」で作成してもらった医師意見書を添付してください。

④
補聴器助成金の交付決定通知書の受け取り

③の内容を審査し、助成金の交付決定後、申請者に「交付決定通知書」を送付します。
「交付決定通知書」がお手元に届いた後、補聴器を購入してください。交付決定通知よりも前に購入した場合、助成の対象となりません！（全額自己負担となります）

⑤
補聴器の購入と領収証の受け取り

「交付決定通知書」がお手元に届いた後、補聴器事業者から、補聴器を購入（お支払い）してください。
補聴器購入後、補聴器事業者から「領収証」を受け取ってください。（助成金請求で使用します）

⑥
助成金の請求（請求書の提出）

⑤で受けとった「領収証」と、助成金を振り込む銀行口座の通帳、認印を持って、福祉課窓口で助成金の請求書を提出してください。
※3月 13 日までに提出してください。

⑦
補聴器助成金のお支払い

⑥で提出された請求書に記載の銀行口座へ助成金をお振込みいたします。
※請求書の提出から2週間ほどで振り込まれます。